

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの強化・充実、企業が競争力のある効率的な経営を行うための必須条件であり、企業の存続そのものを左右する経営上極めて重要な事項であります。かかる認識のもと、当社グループは、変化の激しい経営環境に対応し、企業競争力を強化する観点から経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性向上と経営監視体制の充実を図ることを重要課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アーク	4,853,090	40.50
株式会社エムワイ企画	1,622,190	13.54
山口修司	574,008	4.79
日本生命保険相互会社	459,740	3.84
従業員持株会	454,869	3.80
株式会社西日本シティ銀行	99,800	0.83
株式会社兼松ケージーケー	99,800	0.83
小伏間 次生	94,400	0.79
大阪証券金融株式会社	91,600	0.76
太期 友里	81,200	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	株式会社アーク (上場:東京、大阪) (コード) 7873
--------	-------------------------------

補足説明

当社は、自己株式を937,062株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社の親会社である株式会社アークは、当社株式を4,853,090株(議決権比率の43.94%)保有しております。同社の持分は、100分の50以下でありませんが、実質的に支配されているため親会社としたものであります。同社は、試作品・金型の大手企業であり、当社グループは、アークグループのモノづくりプロセス改革において、CAD/CAMシステムを中核としたソリューション開発の側面を担っており、緊密な協力関係を保っております。

株式会社アークおよび同社グループは、当社販売製品等の購入先であり、条件等につきましては、他の一般の取引先と同様であります。また事業運営上の意思決定につきましても、当社独自の判断により実行されており、事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はなく、一定の独立性を確保されているものと判断しております。親会社とそれ以外の株主の利益が相反するおそれのある取引等を行なう場合は、取締役会において慎重かつ十分に討議した後、決定いたしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的(四半期毎)に会合を設け、監査役は会計監査人より監査計画の概要、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況およびリスクの評価等について報告を受けております。監査役と内部監査を担当する内部監査室は、定期的(四半期毎)に会合を設け、内部統制評価を中心に意見交換・情報交換を行う等の連携を図っております。内部監査室と会計監査人は、定期的(四半期毎)に会合を設け、内部監査計画や内部統制評価等についての意見交換・情報交換を密に行い、連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山田英雄	他の会社の出身者									○
橋本光	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山田英雄	○	—	工作機械関連事業の経営経験があることから業界への知見があり、公正不偏の立場から取締役の職務執行の監査を行なうとともに、意見

			や提言を行うことが可能であると考えている。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定している。
橋本光	○	IMV株式会社 社外監査役 神田通信機株式会社 社外監査役	証券会社、証券取引所での業務経験、また当社以外の上場会社の監査経験も有することから、会社運営や内部統制、適時開示等に関し、専門的見地から取締役の職務執行監査および意見・提言を行うことが可能と考えている。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与としては、営業成績に応じて役員賞与を支給することとしており、現在はそれ以外のインセンティブ付与の予定はございません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成22年度の取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。

【取締役】(支給員数:5名)
固定報酬月額給与:47,340,000円 役員退職慰労引当金:5,500,000円 合計:52,840,000円

【監査役】(支給員数:2名、うち社外監査役1名分を〔 〕で表示)
固定報酬月額給与:13,440,000円〔5,040,000円〕 役員退職慰労引当金:900,000円〔—〕 合計:14,340,000円〔5,040,000円〕

※上記には、平成22年3月30日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査役の報酬の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の職務を補助すべき専任の社員は置いておりませんが、社外監査役はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査室の要員による監査業務の補助について代表取締役と協議することになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度採用会社であります。当社では当社の事業内容、会社規模等を勘案し、社外監査役2名を含む監査役等との連携による監査・監督によってガバナンスが十分機能するものと考えております。また執行役員制度の導入により、取締役会における監督・監視機能、業務執行の機動性を高めると共に、業務執行の責任明確化を実現するものと考えております。

(取締役・取締役会)

取締役会議長は代表取締役が務めます。取締役会は提出日現在、取締役5名で構成され、毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令に定められた事項や経営に関する重要な事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また当社では意思決定の迅速化および執行責任の明確化を図るため執行役員制度を設けており、提出日現在、執行役員は4名となっております。

ます。
取締役会には必要に応じて、子会社役員、執行役員、部門長等を出席させ、経営方針の徹底を図るとともに、業務執行進捗状況の把握やさまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。併せて、グループ経営戦略の策定、グループ経営の重要な意思決定を通じてグループの強化・成長を図ることをミッションとしております。また、経営環境の変化に迅速に対応する機動的な経営体質の確立と取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年といたしております。

(監査役・監査役会)

当社は、監査役会を設置しております。監査役は3名で、うち常勤監査役が1名、非常勤社外監査役が2名であります。常勤監査役は、会社業務経験を活かし事項全般の監査を担当し、社外監査役2名は、社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの問題の指摘と意見具申を行っております。監査役会は原則として3か月に1回定期開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画および業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの営業の報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、会計監査人から監査計画の概要、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況およびリスクの評価等について報告を受け、意見交換を行うなど会計監査人と緊密な連携を図っております。さらに、常勤監査役は、内部統制システムの有効性と妥当性を評価している内部監査室と意見交換・情報交換を行うなど緊密な連携を図っております。

なお当社社外監査役のうち2名のうち1名は工作機械関連の業務経験を活かした監査を、もう1名は証券会社、証券取引所での業務経験や、当社以外の上場会社の監査経験を活かした監査を行うなど、多方面から監査の機能強化を図っております。また社外監査役2名は十分な独立性を確保し、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したことから、独立役員として指定しております。

(会計監査)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく監査を実施しております。当連結会計年度において業務を執行する公認会計士の氏名および当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下を予定しております。

- ・業務を執行する公認会計士の氏名
- 有限責任監査法人トーマツ
- 業務執行社員(指定有限責任社員) 公認会計士 小淵 輝生
- 業務執行社員(指定有限責任社員) 公認会計士 川畑 秀二
- (注)継続監査年数が7年以内の社員については年数の記載を省略しております。
- ・監査業務に係る補助者の構成
- 公認会計士 5名 その他 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として監査役3名(うち2名は社外監査役)を選任しております。監査役はそれぞれ、会社実務経験や、工作機械業界、証券取引所での経験・知識を有し、第三者的な視点から十分に取締役の職務執行の監視を行う体制を整備していることから、現在の体制を採用しております。

また今後の社外取締役の選任については、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を踏まえ、引き続き検討してまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第5期定時株主総会の開催日は、平成24年3月28日を予定しております。
その他	当社が開発した製品を通じて製作された金型等展示コーナーを設けて当社事業についてご紹介いたしております。また、事業報告の際にはパワーポイント資料をプロジェクターにて投影しご覧いただくなど、分かりやすい説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	—	
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.cgsys.co.jp/ ホームページにIR 情報ページを設け、決算情報、適時開示資料およびIRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、取締役管理統括部 部長であります。IR担当部署は総務部であり、専任の人員1名を配置しております。	
その他	半期ごとに、ムービーに沿って代表取締役社長のプレゼンテーションによる決算説明を当社IRサイト上で行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社情報の適時・適切な開示が証券市場における公正な株価形成と流通の円滑化を図り、投資者の信頼の確保および証券市場の健全な発展を図るために必要不可欠であることを深く認識しております。その認識を前提に、「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時・正確・公平かつわかりやすく情報提供することを基本姿勢としております。また当社グループの会社情報の的確な管理とインサイダー取引防止を目的として、「インサイダー」取引防止規程を制定しております。この規程に基づき、重要な会社情報の開示については、会社法・金融商品取引法等関係諸法令、大阪証券取引所の定める規則・趣旨に則り、誠実にその業務を遂行しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する」という経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、規程・ルールの制定、情報の伝達、および業務執行のモニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持しております。これを適宜見直しつづ改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

a. 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および社員が法令および定款を遵守して職務の執行に当たるよう「コンプライアンス行動規範」および「社内諸規程」を制定し、その推進を図ります。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行、意思決定の適法性および妥当性ならびに内部統制体制の整備状況を監査いたしております。
- (3) 内部統制の有効性と妥当性を確保するため内部監査室を設けております。
- (4) 法令違反行為等の発生またはその兆候についての報告体制として、「内部通報規程」を制定し、直接監査役に通報できるコンプライアンスホットラインを設置いたしております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内諸規程に基づき、取締役会議事録その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存し管理するとともに、情報セキュリティ体制を整備しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、「リスク管理委員会」を設置し、予見されるリスクの分析と識別を行ってリスク管理体制を整備するとともに、「関係会社管理規程」に基づき速やかに関係会社からの情報を伝達し対処を行う体制としております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備しております。
- (2) 「職務分掌規程」「組織規程」を定め、所管事項および職務権限ならびに責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備しております。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理に関する基本事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これに基づいて関係会社の管理を行っております。

f. 監査役を補助すべき社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役はその職務の遂行に必要な場合、内部監査室の要員による監査業務の補助について代表取締役と協議することができるものとしております。
- (2) 監査役を補助すべき社員の独立性を確保するため、内部監査室要員の人事異動については、監査役会の同意を要するものとしております。

g. 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役または社員が会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実を知った場合、速やかに監査役に報告することとしております。
- (2) また、監査役はその必要に応じて、取締役と協議の上、取締役および社員が監査役へ報告すべき事項を別途定め、報告を求めることができます。

h. 上記の他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図っております。
- (2) 常勤監査役は、内部統制システムについて内部監査室と意見交換・情報交換を行うなどの緊密な連携を図っております。
- (3) 常勤監査役は、関係会社の監査役と相互に情報を交換し、緊密な連携を保っております。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向け「コンプライアンス行動規範」に反社会的勢力との関係断絶を明記し周知しております。
- (2) 反社会的勢力への対応について管理統括部を担当所轄部署とし、警察・顧問弁護士等関連機関との連携のもと、情報の収集・管理および対応の整備を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要について】

1. 経営理念

当社グループは、金型製造用CAD/CAMシステム、生産管理システム等の開発、販売サポートを主たる事業としております。当社グループでは、日本、そして世界のモノづくりに貢献するため、金型モノづくり全体の最適化ソリューションをグローバルに提供し、それらソリューションによって生み出された高品質な「金型」で量産される製品によって、社会とのつながりを持ち、企業としての社会的責任を遂行しています。

かかる認識のもと、当社では、経営理念として

「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」を掲げております。

当社では、本理念を当社ホームページに掲載するとともに、会議や、研修、社内報等の情報提供の場において、当社役職員が当社グループの社会的役割・責任を十分に理解・共有するよう努めております。

適時開示についても、常に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことで当社が投資家をはじめステークホルダーの皆様から信頼して正当な評価をいただくため、関連法令、適時開示規則等を遵守し、会社情報の適時適切な開示に真摯な姿勢で臨めるよう、社内体制の充実を図っております。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社の適時開示に係る社内体制は、「適時開示体制の概要」の図の通りです。

a. 適時開示に係る社員教育

当社では、「経営理念」および「ディスクロージャーポリシー」「コンプライアンス行動規範」を当社ホームページに掲載し、当社の社会的役割、法令および定款の遵守および社会からの信頼の維持の重要性について理解・共有を図っております。

また「適時開示規程」「インサイダー取引防止規程」「リスク管理規程」等を定め社内イントラネットで掲載しているほか、「コンプライアンス研修」を実施するなど当社の役職員に対して定期的に研修の機会を設け、各種情報の取扱について当該情報の管理、情報伝達ルートの漏洩・不正使用の防止について周知徹底を図っております。

b. 情報収集

当社では管理統括部長を情報取扱責任者とし、また情報開示担当部署を総務部としております。

情報収集に当たっては、適時開示に該当する開示情報を迅速かつ網羅的に収集するために、取締役会の指名により、所要の部署に情報連絡担当者置いております。

(決定事実に関する情報および発生事実に関する情報)

開示情報に該当する可能性のある情報を知った従業員は、直ちに所属の情報連絡担当者に報告します。情報連絡担当者は報告を受けた後、自らが開示情報に該当する可能性のある情報を知った場合も含め、

直ちに当該情報を情報取扱責任者に報告します。

情報取扱責任者は当該情報の報告を受けた場合、または自ら開示対象情報に該当する可能性のある情報を知った場合は、直ちに代表取締役社長に当該情報を報告します。

(決算に関する情報)

当社または子会社に係る年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正に係る情報(連結および単体)は、経理部によりこれを取りまとめ、情報取扱責任者に報告します。

c. 適時開示手続き

情報連絡担当者により報告された情報は、任意開示情報も含め、適時開示の要否、開示の時期・内容・方法等について情報取扱責任者が管理統括部およびその他関連部署と協議の上決定を行います。

また共同で開示資料の作成に当たっては、関連法令、適時開示規則等を遵守し適法性を確保した上で、開示資料の内容の充分性、明瞭性等についても十分に検討したうえでこれを作成します。

(決定事実に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る決定事項に関する情報は、当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、開示が必要と判断された後、直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者により開示が行われます。

(発生事実に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る発生事実に関する情報は、情報取扱責任者が代表取締役社長と協議のうえ、開示が必要な情報と判断した場合は、直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者により開示を行います。

(決算に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正等に係る情報(連結および単体)は、確定後直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者において開示を行います。また年度決算、四半期決算に係る情報については、可能な限り、各決算期後1ヶ月以内に開示を行うことができるよう努めております。

d. インサイダー取引の管理について

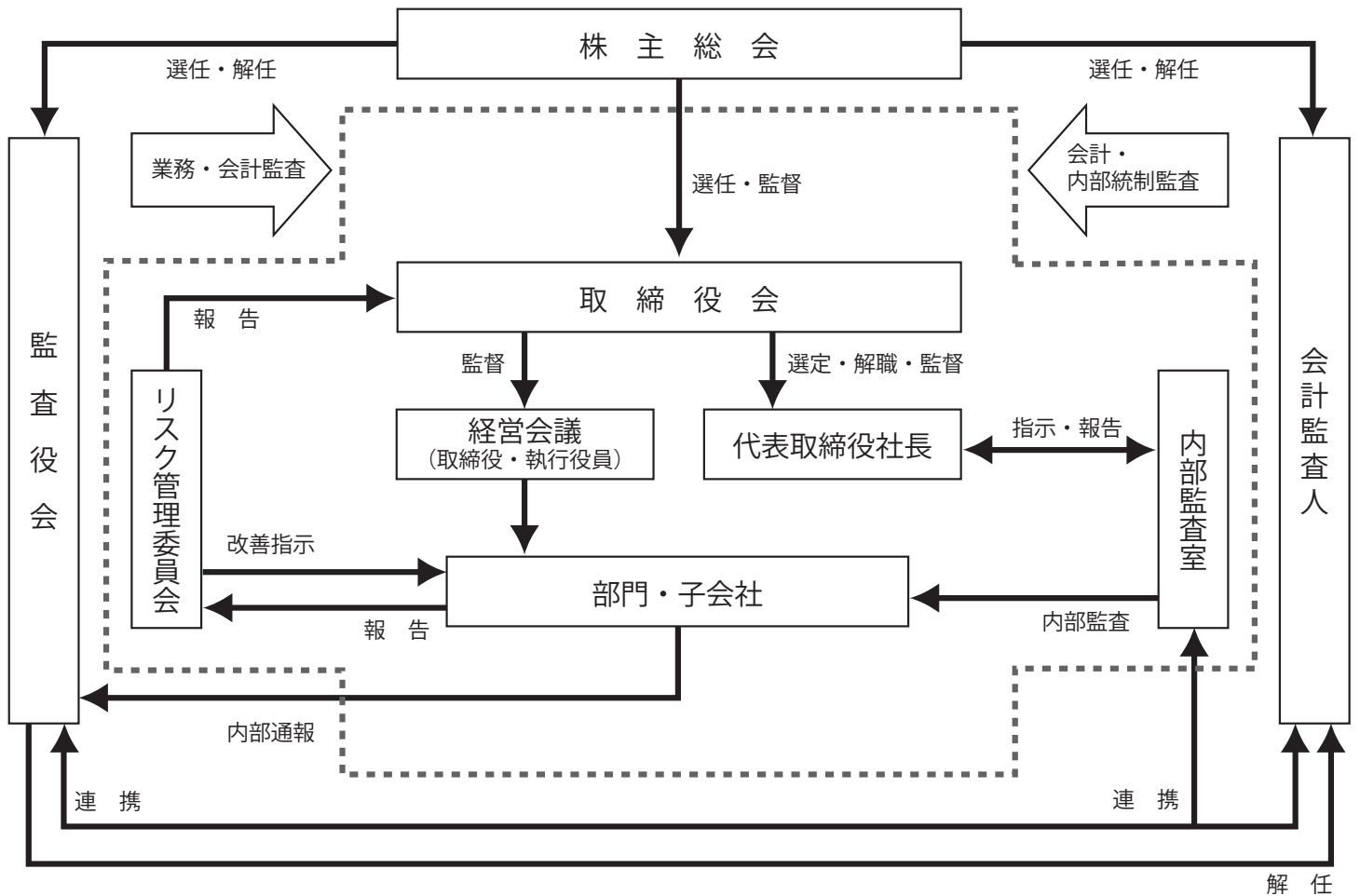
当社では重要事実の管理およびインサイダー取引を未然に防止するため、「インサイダー取引防止規程」を定め、金融商品取引法その他の関係法令および本規程の定めを遵守し重要事実の適切な管理とインサイダー取引の未然防止を図っております。

適時開示に係る情報についても、職務に関し当社の未公表の重要事実または重要事実と該当する可能性のある情報を知った役職員は、職務上必要な場合を除き他の役職員その他の第三者に漏らすことを堅く禁じ、当該情報が公表・開示されるまでは当該情報に係る株券等の売買を禁止しております。また当社役職員の株式の売買については、当該規程において「自己株式等売買申請書」による自己株式売上の届出を行うことを定めており、当社の重要事実の有無等を確認した上で株券等の売買等について必要な指示を行なうこととしております。

3. 適時開示のモニタリング体制

当社では、監査役会が「適時開示規程」等の規程に基づいた適時適切な情報開示が行われているかを随時モニタリングし、その結果について監査報告書に作成の上取締役会で報告するとともに、改善を要する事項に関しては指摘を行うこととしております。また適時開示すべき情報について適法性に加え充分性・明瞭性が欠ける場合にも、その場で指摘を行い、改善を促します。

株式会社C&Gシステムズ コーポレート・ガバナンスに関する報告書
 参考資料: 模式図



株式会社C&Gシステムズ コーポレート・ガバナンスに関する報告書 適時開示体制の概要

